

**国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院
レストラン及び職員食堂運営事業者の公募の公示**

令和4年4月からの運営を予定している国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）が設置する医学部附属病院における患者及び教職員等（以下「患者等」という。）のためのレストラン及び職員食堂運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募することとしますので、希望があれば次のとおり提案書等を提出願います。

令和3年6月1日

国立大学法人滋賀医科大学長
上 本 伸 二

1. 事業概要等

(1) 事業名

滋賀医科大学医学部附属病院レストラン及び職員食堂運営事業

(2) 事業内容

運営事業は、本学が指定する病院内フロアの一部及び厨房機器等を有償で借り受け、患者等のためのレストラン及び職員食堂の運営を実施する。

(3) 設置場所の概要

医学部附属病院D病棟6階レストラン及び職員食堂

(4) 実施期間

令和4年4月1日(金)から令和9年3月31日(水)

2. 応募資格、選定及び評価基準

応募資格は、以下の条件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 事業実績のある者

レストラン或いは職員食堂の営業実績がある者。

(2) 経営する全ての営業所、店舗について、過去5年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていないこと。

(3) 営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で行うこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者

① 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人

なお、未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人であって、契約締結時に必要な後見人、又は保佐人等の同意を得ている場合は、これにあたらない。

② 破産者で復権を得ない者

③ 次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

イ 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

ホ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者。

ヘ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人及び使用人として使用した者。

④滋賀医科大学長から取引停止の措置を受けている期間中の者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずべき地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人

⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者

⑦国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者

(5) 提案書を特定するための選定及び評価基準

評価等事項に掲げる基準に基づき総合的に評価を行う。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学病院経営戦略課病院調達係長 小林耕太

TEL 077-548-2039

FAX 077-548-2522

(2) 募集要項等の交付期間及び場所

① 交付期間

令和3年6月1日(火)～令和3年6月30日(水)

直接交付を希望する場合は、午前9時～午後5時まで（但し、土・日を除く。）

② 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 応募希望者の受付期間、場所及び方法

① 受付期間

令和3年6月1日(火)～令和3年6月30日(水)

直接提出する場合は、午前9時～午後5時まで（但し、土・日を除く。）

② 受付場所

上記(1)に同じ

③ 提出書類

「参加申込書」（様式1）

④ 提出方法

応募者が直接持参もしくは郵送すること。

なお郵送については、上記①の期間内にて必着とする。

(4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和3年7月30日(金) 午後5時

② 提出場所

上記(1)に同じ

③ 提出方法

応募者が直接持参もしくは郵送すること。

なお郵送については、上記①の期間内にて必着とする。

4. その他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は提案書は無効とする

(2)ヒアリングの開催

応募した者に対してヒアリングを実施するので、提案書に基づき説明を行うこと。

(3)関連情報を入手するための窓口

前記3(1)に同じ

(4)その他詳細については、募集要項及び業務説明書による。